コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Seria Co., Ltd.
最終更新日：2015年6月18日
株式会社　セリア
代表取締役社長　河合　映治
問合せ先：取締役経営企画室長　小林　正典
証券コード：2782
http://www.seria-group.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速的確に対応し、透明性と健全性を高めた経営体制を確立し、企業をとりまくステークホルダーの利害を調整しつつ、株主利益を尊重し企業価値を増大させることを基本方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ヒロコーポレーション	11,400,000	30.06
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー　505224	3,150,000	8.31
河合宏光	2,520,000	6.65
伊藤二作	2,000,000	5.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,102,300	2.91
河合秋代	1,060,000	2.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	927,600	2.45
株式会社大垣共立銀行	697,500	1.84
ティーエムエイエム　ジーオー　ジャパン　エンゲージメント　ファンド	651,600	1.72
株式会社三菱東京UFJ銀行	600,000	1.58

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は監査計画立案時に、会計監査人と双方の計画をすり合わせ、各々の監査を効率的に進められるようにしております。また、必要に応じて情報及び意見交換を行い、認識を共有できるようにしております。
会計監査人の監査結果については、中間、期末の年2回、監査実施報告を受けております。
さらに、会計監査人の本社、営業所及び店舗に対する監査に随時立会い、監査の方法及び結果について確認を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木　祐人	税理士												
片岡　憲明	弁護士												

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　祐人	○	――	税理士としての高い専門性を有し、これらの知識と経験から、当社の社外監査役として経営全般の監視と有効な助言を期待できるものと判断し、社外監査役として選任しております。本人が所属する会計事務所と当社との人事、資金、技術及び取引等はありません。従いまして、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
			弁護士としての高い専門性を有し、これらの知識と経験から、当社の社外監査役として経営

片岡　憲明	○	―――	全般の監視と有効な助言を期待できるものと判断し、社外監査役として選任しております。 本人が所属する法律事務所と当社との人事、資金、技術及び取引等はありません。 従いまして、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数　2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の導入については、取締役が4名と少数であり、いずれの取締役も一定の株式を保有していることから、現時点での導入の必要性が低いと認識し、実施しておりません。ただし、将来的に導入が有用であると判断した場合に備え、各種インセンティブについての情報収集は行っております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
取締役に対する報酬 262百万円
監査役（社外監査役を除く）に対する報酬 12百万円
社外役員に対する報酬 6百万円
（注）上記には、使用人兼務取締役の使用人分の報酬は含まれておりません。また、上記には当期の役員退職慰労引当金の繰入額が32百万円（取締役30百万円、監査役1百万円）含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

非常勤社外監査役に対する情報伝達体制は次のとおりです。
1.取締役会の資料を必要に応じて事前に送付する。
2.取締役会で資料に基づき取締役等が詳細に説明するとともに、情報及び意見交換を行う。
3.監査役会で資料に基づき常勤監査役が詳細に説明するとともに、情報及び意見交換を行う。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役会及び監査役会の設置会社であり、社外監査役を選任しております。社外取締役を選任していない理由は、後記「3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」に記載しております。
取締役会は、月1回定時取締役会、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、十分な議論を尽くした上で経営上の重要な意思決定を行っております。常勤監査役及び非常勤監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行について厳正な監視を行っております。
監査役会は、年間7回開催し、監査の方針・業務の分担等を決定し、監査役全員で協議の上、取締役の職務の執行を監査しております。監査役の機能強化の一環として、社外監査役の2名を独立役員に指名しており、経営監視機能の客観性及び中立性を確保できるように努めております。
経営会議は、会社の抱える課題に迅速に対処するために月1回開催しております。当会議は、副部長以上で構成される会議で、各担当部門の状況報告等を行い、その内容について出席者が意見具申を行うことで課題の共通認識と情報の共有化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社はコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えております。そのため、監査役3名のうち、非常勤監査役2名を社外監査役としております。監査役は、取締役会に出席し、その討議内容についてチェックを行い、客観的な立場からの発言を行っております。
これらにより経営の監視体制としては十分に機能する体制が整っているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日に先立って招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日よりも早い日程にて株主総会を設定しております。
その他	当社ホームページへの招集通知の掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（5月、11月）東京にて開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、適時開示情報、株主総会招集通知、株主総会決議通知を掲載しております。 また、迅速な情報開示の観点より月次売上概要も掲載しております。 http://www.seria-group.com/corporate/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署として経営企画室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規定等に基づいた「行動規範」を制定し、全職場に掲示しております。また、その趣旨を更に具体的な行動に落とし込んだ「コンプライアンスガイドライン」を制定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「内部情報管理規程」等により、情報の適切な管理、適時の開示等についての方針等を策定しております。
その他	当社は、社員従業員の半数以上を女性が占めており、今後の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備や女性のキャリア形成支援について、前向きに取り組む意向を持っております。妊娠中・育児中の勤務形態については、柔軟な対応を図れるよう内規を整備し、育児休業の取得実績も年々増加しております。 なお、前事業年度末における幹部社員（部室長以上）9名のうち1名が女性であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、経営理念として「クリーン、感謝、共有」を掲げております。「クリーン」とは、あらゆることにクリーン（＝誠実、正直、フェア、オープン、清潔）であることを心がけること、「感謝」とは、あらゆることに感謝の気持ちを持つこと、「共有」とは、あらゆること（＝喜び、問題、責任、情報）を共有し、かかわる全ての人が豊かになることであります。
この経営理念を遂行するため、当社は会社組織をシンプルにし、効率的に活動できるようにしております。また、その各部署が共通の認識の下に業務執行するために、経営会議を設け経営者の意志及び戦略について確実に伝達することを目指しております。
これらの認識の下、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を次の様に制定しております。

⑴当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　コンプライアンスに関する委員会の設置、規程、行動規範及び内部通報制度の整備を行う。
⑵当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　取締役の職務の執行に係る重要書類の保存期間等を定める規程の整備を行う。
⑶当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　リスク管理に関する委員会の設置及び規程の整備を行う。
⑷当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるために、規程の整備を行う。
⑸当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びに当社の親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　当社子会社に関する管理規程の整備を行う。当社グループの財務報告に係る内部統制の文書化及び評価の方法を定める。
⑹監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　必要に応じて内部監査室が監査役及び監査役会の補佐をする。
⑺前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
　監査役補助スタッフの当該人事については、取締役からの独立性及び指示の実効性を確保するため、監査役と事前に協議する。
⑻当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役への報告に関する体制
　当社の監査役への報告体制を以下のとおりに整備する。
　・当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等について監査役に報告する。
　・使用人は、直属部長に報告し、必要に応じて内部通報制度等を利用し報告する。
　・当社の監査役が必要と認めた場合、当社の取締役、委員会、使用人、内部通報制度の責任者、子会社の取締役及び子会社の使用人は業務内容等について当社の監査役に報告する。
⑼前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　内部通報制度を積極的かつ安心して活用できるように通報者の保護を定める。
⑽監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
　監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要がないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
⑾その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役は、代表取締役社長、会計監査人及び内部監査室等との連携体制を図るため、適宜に情報及び意見交換を行う。
⑿その他
　社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の関係を持たず、不当な要求には毅然とした態度で臨み、公序良俗に反する行為をしないことを基本方針とし、行動規範及びコンプライアンスガイドラインの整備を行う。

コンプライアンス体制の整備のため、コンプライアンス規程及び内部通報規程並びに行動規範を策定しております。また、コンプライアンス委員会を運営し、会社業務の遂行上及び役職員の行動上でのコンプライアンス体制の確保、充足を図っております。

リスク管理体制の整備のため、リスク管理規程を制定しております。また、総務部を中心にリスク管理委員会を運営し、想定されるリスクに対する対応策等を検討しております。

情報管理体制の整備のため、文書管理規程を制定し業務執行に係る各種書類の管理保存を行っております。コンピューターを中心とする情報ネットワークに関しても、その運用規程を制定し適切な管理運用を行っております。また、ネットワークの監視システムを導入し、情報の管理運営に関しては十分な注意を払っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の関係を持たず、不当な要求には毅然とした態度で臨み、公序良俗に反する行為をしない、また、外部の専門機関と連携して組織的に対処することを基本方針としております。
この基本方針に基づき、行動規範及びコンプライアンスガイドラインにその旨を定めるとともに、外部機関の企業防衛対策協議会への加盟並びに所轄警察署、顧問弁護士との連携により反社会的勢力の情報収集を行い、相談できる体制を整備しております。また、当社所定の契約書式については、反社会的勢力との排除条項を盛り込んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

